人間文化創成科学論叢 第12巻 2009年

18世紀パリ服飾品小売における同業組合制度とモード商

角 田 奈 歩*

Système des Corps et Communautés et marchands de modes dans le commerce de détail vestimentaire à Paris au XVIII^e siècle

TSUNODA Nao

abstract

À Paris au XVIII^e siècle, tous les artisans-marchands devaient appartenir à des corporations, *Corps et Communautés*, que la royauté contrôlait comme pour les *jurandes*, sorte de corps intermédiaire. Ce système de corporations dérangeait les clients et soulevait des conflits parmi les corporations, en divisant les processus de production et de distribution des produits intermédiaires et finis, notamment dans le domaine vestimentaire. En 1776, par suite de l'abolition des *Six Décrets* de Turgot, la réorganisation des corporations fut effectuée, en intégrant plus de cent corporations en 6 Corps, 44 Communautés et 21 professions rendues libres. De plus, une nouvelle corporation était créée : *Faiseuses et Marchandes de modes*, *Plumassières*. Le nom reflétait le caractère unique de cette corporation qui, encadrée essentiellement par les femmes, fournissait à la fois des produits intermédiaires et des produits finis. Après l'abolition des corporations en 1791, le nombre d'artisans-marchands à Paris, ainsi que de marchands de modes, augmenta considérablement. Parmi les employés des magasins de nouveautés, qui succédèrent aux marchands de modes, on comptait Aristide Boucicaut, créateur du premier grand magasin, *Bon Marché*. Ainsi, les marchands de modes sont les grand-parents directs de la première forme de commerce de détail à grande échelle, que réalisa l'abolition des corporations.

Keywords: Fashion merchants, Production and distribution of clothes, Retailing, Corporations, Guilds (Jurandes)

1. 序論

1.1 先行研究と問題設定

小売業は大衆消費の根幹を為すものである。世界初のデパート、ボン・マルシェが1852年パリに開店すると、半世紀を経てこの業態は日本に伝わり、呉服店三越は1905年「デパートメントストア宣言」を発表した¹。やがてアメリカではスーパーマーケットが誕生する。これら大規模小売システムの起源はどこにあるのだろうか。

ボン・マルシェ開業の1世紀前のパリでは、親方商人が構える店舗だけが小売店である。従来、小売は生産と不可分であり、特に最終消費財は製造小売の形態が一般的だった。アンシャン・レジーム期パリでは製造工・小売商らは同業組合への所属が義務付けられていたが、パリの同業組合は王権と結びついた中間団体であり、王権による規制を受けたため、パリの小売商が卸売商や貿易商に成長するのも、大規模小売を始めるのも不可能だった。

キーワード:モード商、服飾品生産・流通、小売業、同業組合、宣誓ギルド

^{*}平成16年度生 比較社会文化学専攻

同業組合制度によってとりわけ細かい分業を強いられていたのが服飾関係業種である。分業が効率化を生むのは非熟練労働者にも可能なように分業が組織され、分業と分業の間を繋ぐように統括されている場合だが、当時の服飾関係業の分業は親方という熟練労働者の技能を要し、また分業と分業の境界は同業組合の壁が隔てていた。消費者は中間財を買い求め、それを最終消費財に加工する別の親方の手に委ねなくてはならなかったのである。

しかし18世紀半ば、モード商と呼ばれる職種が誕生した 2 。彼らは当初同業組合を持たなかったが、後に認可され、服飾品生産・流通過程の中で特異な位置を占めることになる。

同業組合研究はコールネールの古典的研究³以来長らく途絶えていたが、2001年、カプランが同業組合廃止を主に政治的・思想的な面から分析した著作を発表した⁴。コルベルティスムについて扱ってきたミナールは2004年、カプランと共に編著を出版する⁵。題名が示す通り、フランスでは疑問視されがちなコルポラティスムを様々な角度から論じたものだが、議論の原点として同業組合とその廃止を扱っている。またこれに先立つ2002年、チレがパリで例外的に同業組合に加入せずとも製造業・小売業に携わることができたサンタントワーヌ地区を取り上げた博士論文を公表した⁶。同著には同業組合関連も含む膨大な史料リストも付されており、史料的制約を公証人文書で補う手法と併せて、18世紀パリの商工業を扱うなら決して見逃してはならない。さらに、地方諸都市の同業組合については、パリでは失われた類の史料も残存するため、より実証的な研究も見られる⁵。

本稿では、商業史の文脈からこの制度を考えたい。同業組合とその廃止は、製造業・小売業、特に服飾関係業にどのような影響を与えたのか。当初同業組合を持たずに成長したモード商という存在は、同業組合として認可され、同業組合制度が廃止される流れの中で、服飾関係業、ひいては小売業全般に対してどのような意味を持ったのか。この2点を考えたい。

1.2 史料

同業組合に関わる史料としては、①王権によるもの、②パリ市・警察・その他当局によるもの、③同業組合内部のもの、④同業組合に属す親方らによるもの、⑤同業組合に属す親方らと取引する顧客らによるもの、⑥第三者によるものが想定できる。①~③は公文書、④~⑥は主に私文書である。

①のうち重要かつ参照しやすいのは王令類である。19世紀に編纂された法令集 8 に網羅的にまとめられている。②については、フランス国立古文書館 Série Yのシャトレ裁判所史料 9 に主なものが含まれ、パリ市古文書館では同業組合再編成に関する文書の複写が閲覧できる 10 。個々の親方らについては、フランス国立古文書館所蔵の公証人文書 11 も有用である。③は本来最も重要だが、18世紀パリの同業組合内部文書はパリ・コミューンの際に破棄され、ほとんどが失われている 12 。研究が進みにくいのはここに大きな原因がある。一部規約の複写がフランス国立図書館アルスナル館にあるが 13 、すべて中世期のものである。他には会計関係書類がフランス国立古文書館に所蔵されている 14 。

④には営業書類などがある。パリ市古文書館には商事裁判所¹⁵関連史料として1695~1791年の間に破産した製造工・小売商らの帳簿が大量に保管されており¹⁶、破産文書¹⁷や書簡類など¹⁸も所蔵されている。⑤には家計簿などの家内文書や日記が含まれる。服飾関係業については貴族女性顧客の回想録中に記述が見える¹⁹。⑥のうち最も重要なのは、職業別に手工業者・小売商らの住所が掲載された商業年鑑である²⁰。全員が網羅されているわけではないが、開業している親方の人数や地理的分布の概略がわかる。他には事典類²¹、随筆類²²も同業組合や親方らに関する情報を提供する。

本稿では同業組合の制度的側面と職分・親方数などの概要を知るため、主に①、②、⑥を利用する。

2. 同業組合と服飾関係業種

2.1 概括と邦語表記

邦語で同業組合と呼ばれるのはフランスにおけるギルド、仏語 corporations²³のことである。中世のギルドは自助の色彩が濃かったが、17世紀末、財務総監コルベールは王権が特許状を与える宣誓ギルド jurandes を奨励した。パリの同業組合はこの宣誓ギルドにあたり、シャトレ裁判所を通じて王権に統制されると共に、法人格と

して印章・共有金・不動産保有などの特権も持つ。訴訟も親方から選ばれる宣誓ギルドの理事 juré が担う。王国全体では、王権の統制を嫌い都市から特許状を受ける規制ギルド métiers réglés を選んだリヨン 24 、ディジョンなどの他、農村工業などはあえて無権利の自由職業 métiers libres に留まった 25 。

パリの宣誓ギルドはさらに2種類に分けられる。特定の6つの同業組合はCorps、それ以外はCommunautés と呼ばれ²⁶、1625年の王令で前者は毛織物業draperie、香辛料業épicerie²⁷、雑貨業mercerie²⁸、毛皮業 pelleterie、ボンネット業bonneterie²⁹、金細工業orfèvrerie³⁰から成るとされた。これら同業組合の職分、徒弟制度の詳細、親方試験の費用などは、特許状、国務会議裁決、王令、国王宣言によって定められた³¹。

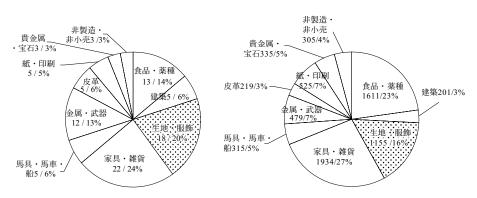
さて、ここで各組合を邦語でどう呼ぶか考えねばならない。日常語としてならともかく、同業組合としての各業種を考えるとき、製造または小売のみに携わるのか、製造小売業者なのかは重要な違いである。その区別はしばしば法で定められている。

そこで、製造業者を「〜工」³²、小売業者を「〜商」、双方を兼ねるものを「〜工/商」と示すよう提案したい。 完全に原語に即した訳ではないし、日本語として不自然な語が出てくることは否めないが³³、製造業については 「製」を冠すなど日本語での通常の用語に合わせつつ³⁴、以下この表記法で統一する。作り売る以外の技術職は 基本は「〜師」とするのが良いだろうが、適宜日本語での職名に合わせるのが妥当だろう³⁵。また各同業組合の 職能は極力原語に即して訳し³⁶、実際の職分がわかりにくい場合は説明を付す。

2.2 服飾関係業

1726年、雑貨商 mercier サヴァリの息子サヴァリ・デ・ブリュロンは124の同業組合を記録している³⁷。1769年には115が数えられている³⁸。以降後述する1776年の同業組合再編成までは、パリの同業組合数はおそらく100~120程度と考えられ、各組合の所属親方数は1桁から1000人以上まで開きがあった。

図表1から、服飾関係業が同業組合数についても親方数についても無視できない割合を占めていたことがわかるだろう。そして組合数の多さは分業の細かさを意味する。

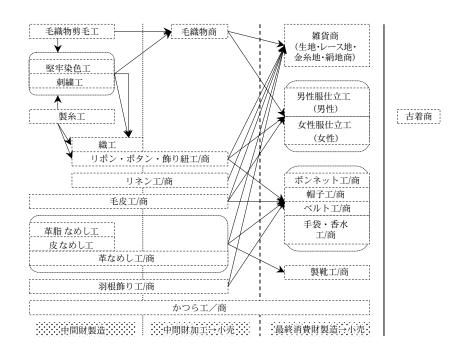


図表 1:業種別同業組合数 [左]·親方数 [右] (1769年)³⁹

図表 2 に見るように、分業とはいえ生産過程と流通過程は分かれていない。製造工・小売商やその徒弟・店員がその過程を繋ぐことも多い⁴⁰。また雑貨商は中間財と最終消費財とを問わずあらゆる小売品を扱うため、各製造業者・小売業者らを仲介する役割も担った。

さらに、消費者である顧客自らが製造過程を仲介するのがより一般的である⁴¹。つまり、製造過程の間の流通 に消費者が関わらねばならず、最終消費者に徹することができないのである。この分業の複雑さは服飾関係業に おいて特に顕著だった。当時のパリでは食品でも日用雑貨でも大抵のものは最終消費財を小売する職業があった が、既製服が存在しないため⁴²、衣服については古着以外にすぐ身に付けられるものを手に入れる方法はなかっ た。

この複雑な構造は同業組合間の抗争を呼ぶが、最も長引いたのが女性服仕立を巡る問題である。従来仕立は男性仕立工tailleursの専業だったが、実際には非合法に女性服仕立を行う女性が存在した。1675年、ルイ14世は女性の女性服仕立工couturièresの同業組合を認めた⁴³が、胴部の加工は腕力が必要だとして男性服仕立工の職



図表2:服飾関係業の分業

分とされた 44 。女性服仕立工は女性服すべての仕立を担えるよう約1世紀間要求を続け、1781年ついに認められる 45 。

編み靴下を巡る抗争もあった。従来は毛織物商が布靴下を扱っていたが、16世紀後半には布靴下が廃れて編み靴下が主流となり、編み靴下工組合faiseurs de bas au métierが創設された。これに対し、毛織物商と雑貨商、ボンネット工/商bonnetiers⁴⁶も名乗りを上げた。この争いは1608年、編み靴下工組合がボンネット工/商組合に統合され決着した⁴⁷。

こうした抗争は他分野でもあったが、服飾関係で最も激しかった。理由の1つに、流行によって商品が移ろいやすいことがある。靴下を巡る争いが好例である。また服飾品には高価な奢侈品が多く、一品目の取り扱いが商売の趨勢を大きく左右したことも考えられる。

このような複雑な状況下では非合法な仕事もはびこる。たとえば、資格なしに街路で堂々と古着を売り歩く小売業者も存在した⁴⁸。女性服仕立工の認可も長きにわたる非合法活動あってのことである。非合法に活動する製造工・小売商が現れるのは、需要があるために他ならない。つまり、複雑な分業体制は消費者の需要に即したものではなかったのである。

3. 同業組合再編成

3.1 概括と服飾関係業の状況

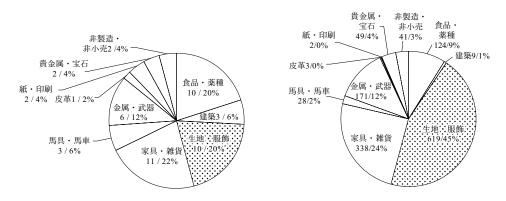
1776年1月、財務総監チュルゴは、同業組合廃止を含む改革の六王令Six Décretsを提議し、反対するパリ高等法院に対し、3月に親臨法廷で強制登録させた。こうして宣誓ギルド制度は廃止されたが、5月に王はチュルゴを罷免し、8月、後任のクリュニがチュルゴの王令すべてを廃止した。同業組合廃止を撤回する王令は8月28日、高等法院で登録された。

しかし、100を超える全同業組合が復活したわけではない。大幅な再編成が行われた。

基本的に製品か材料が重複する組合が統合されている。6つのCorpsについては、雑貨商と毛織物商が統合、ボンネット工/商と毛皮工/商は帽子工/商を加えてBonnetiers-Pelletiers-Chapeliersとして統合され、生地・ガーゼ地製造工及び織物工/商及びリボン工/商Fabricants d'étoffes et de gazes-Tissutiers-Rubaniersとワイン商Marchands de vinsが加わった。Communautésは大統合で44にまで減る。さらに21の自由職業

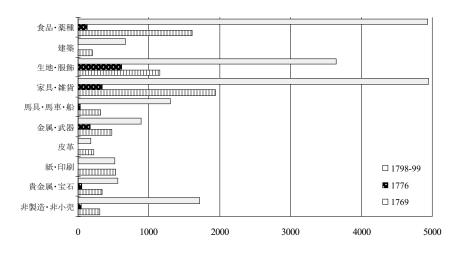
Professions rendues libresが定められ、それについては親方資格なしで活動できることとなった。

図表3の通り、服飾関係組合数の割合は1769年と較べて少し減ったが、Corpsのうち3つは服飾関連であり、重要性が減じたわけではない。また親方数の割合の伸びは顕著である。ただしすぐにすべての親方が新たな同業組合に再登録したわけではない⁴⁹ため、実態に即した数字ではないのには注意が必要である⁵⁰。そこでさらに後の数値も見てみたい。



図表 3:業種別同業組合数 [左]·親方数 [右] (1776年)⁵¹

図表4の1798-99年の数値は同業組合制度廃止後のもので、全体に数が増えている。しかし1769年と1798-99年とで業種別親方数の多寡はほぼ同じ傾向を示しており、1776年が例外的である。つまり1776年の数は実際に開業している親方の数を反映してはいない。だが少なくとも服飾関係業者がいち早く公的認可を求めたとは言えよ



図表 4 : 業種別親方数 (1769年、1776年、1798-99年)52

う。

具体的な統合状況は次の通りである。毛織物商は同じく毛織物を小売できる雑貨商と統合された。皮革関係はすべてまとめられ1組合となる。ボンネット工/商は帽子工/商、さらに毛皮工/商と統合された。これは伝統的に帽子工/商は毛皮を扱うとされていたためである⁵³。手袋工/商、袋物工/商、ベルト工/商はすべて革を扱うため1組合となる。古着商は売る前に古着を手直しすることが多かったため、技術的に近い男性服仕立工と統合される。刺繍工、飾り紐工/商、ボタン工/商もまとめられた。この三者は繋がりが薄いように見えるが、当時のボタンは表面に刺繍を施した布ボタンであり、また刺繍には飾り紐がよく縫い込まれたためである。このように材料や作業が共通する組合が統合された。

3.2 モード商同業組合の成立

さて、この再編成で初めてモード商の同業組合が認可されることとなった。

再編成前に存在しなかった同業組合はモード商と澱粉工/商 Amidonniers のものだけである。澱粉の製法は 1730年代に発見されたため 54 、この時期に後者の同業組合が認可されたのに不思議はない。これに対し、モード商は18世紀半ば、おそらく1760年代頃から知られるようになった新しい職業である。認可前にモード商として名を馳せていた人々の中には、王妃らを顧客とし、王室に出入りしていたベルタン 55 やボラール 56 など、王権とも関わる存在があった。彼らの存在もこの認可に影響しただろう。「モード親方商及び羽根飾り工/商同業組合の委員に先日任命されたマリ・ジャンヌ・ベルタン嬢(D^{11e} Marie Jeanne Bertin cydevant nommé syndic de la Com te des M^{sses} et m^{des} de modes plumassieres...) 57 」はモード商の中で最も早く、1776年10月11日付で親方資格を得ている。

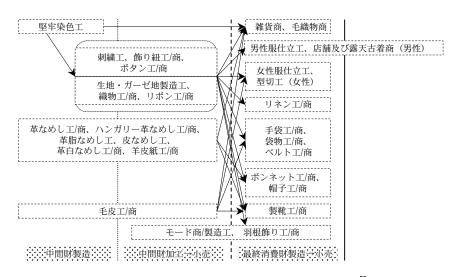
モード商の組合は、正式にはモード製造工/商、羽根飾り工/商Faiseuses et Marchandes de modes, Plumassières という 58 。この同業組合名は注目に値する。まず、すべて女性形である。女性形で示される組合は他に女性服仕立工及び型切工 Couturières-Découpeuses 59 とリネン工/商Lingères があるが、前者は女性しか所属を認められていない。男性も含まれているのに女性形で示されるのはモード商とリネン工/商だけである。女性の発言権の強さを感じさせる。実際、前述の通りベルタンは親方資格取得前に代表に選ばれていたが、以降の理事もほぼすべて女性だった 60 。さらに、製造工faiseuses と小売商 marchandes と 2 業務が併記され、生産・流通双方に携わる職と定義されている。小売商 marchands を冠した職業は他にワイン商 marchands de vinsのみで、また 1 品目について併記する例は他にない。

これはなにを意味するのか。服飾関係の分業の中でモード商が占める位置を見てみよう。

図表5の通り全体に効率化され、特に中間財製造〜加工〜小売に関わる分業が統合されている。この中でモード商が特異なのは、中間財加工・小売と最終消費財製造・小売双方に携わる点である。製造小売はごく一般的だが、中間財と最終消費財両方を同店舗内で扱うのが例外的なのである。

これは消費者にとって重大な革新である。ある人が新しい服を求めたとき、布地もボタンもリボンも同じ店で買い、仕立も頼めるなら、1店舗ですべてが済む。これは仕立工の生地在庫保有を厳しく禁じた従来の状況⁶¹ではあり得なかった効率化である。ここまで来れば、既製服が誕生し、消費者が最終消費者に徹するようになるまではあと一歩である。

要するに、モード商は、同業組合の形態としても、中間財小売と最終消費財小売を分断する従来の分業体制を超えた革新的な性格を持っていたのである。



図表5:同業組合再編成以降の服飾関係業の分業62

4. 結論

アンシャン・レジーム期にはわずかな廃止期間を見つつも存続した同業組合制度だが、1789年を経て1791年3月、アラルド法が憲法制定議会で採択され、4月に発効し⁶³、宣誓ギルドが廃止された。続く6月14日、すべての同業組合の組織を禁じるル・シャプリエ法が制定された。これにより中世以来の伝統を持つ同業組合制度はフランスから消滅する。

では、服飾関係業に同業組合制度とその廃止はどう影響したのだろうか。

宣誓ギルドの形を取るパリの同業組合制度が、財産の保有や出廷の権利などにより、親方らの活動を守った面は否定できない。職分を巡る抗争は各親方間ではなく同業組合間で行われ、一度ある組合に権利が認められれば、所属親方全員にそれが可能になる。そうした争いのための費用も、同業組合制度によって共同で負担された。

しかし服飾関係業に関しては、同業組合制度によって中間財・最終消費財の生産・流通過程が分断され、不合理な分業を強いられたのも間違いない。この状況が消費者の需要に合わないからこそ、当初同業組合を持たない形でモード商という中間財・最終消費財を共に小売する職種が発展し、その形のまま同業組合として認可されたのである。

すでに見たように、同業組合廃止後の1798-99年の段階で、パリの製造業者・小売業者は飛躍的に増えている。 同業組合がなくなれば、少なくとも数の上でこれだけ急発展する余地があったのである。

モード商も19世紀以降も増え続けた。さらに彼らの一部は新物店 magasin de nouveautés に看板を掛け替える⁶⁴。これは商品はモード商と大差ないが小売に特化した店である。ついに服飾品の製造と小売を切り離せるようになるのである。この新物店の店員からボン・マルシェの創業者アリスティッド・ブシコも現れた。つまり、モード商はデパートという大規模小売業態の直系の祖父なのである。そしてデパートに買い物に行く人々は最終消費財のみを求める純粋な最終消費者であり、中間財の流通に関わる必要はなくなった。

中世自治都市以来のギルド制の下で各同業組合は親方の利益のために専門性を高めたが、1581年と1597年の王令によって全職業のギルド編成を目的とした宣誓ギルド制度の導入が図られる。17世紀に至るとコルベルティスムの一環として王権はさらに同業組合への規制を強めた⁶⁵。そうした過程を経て18世紀になると、パリの同業組合制度は、親方らを守る側面を持ちつつも、製造業・小売業の自由な発展を許さず、消費者の需要に応えられなくなっていた。だからこそ、市場向け生産と純粋な最終消費者の成立が前提となる大衆消費社会の到来には、同業組合廃止が不可欠だったのである。

18世紀パリにおける服飾関係業の活動の詳細について論じることは本稿の目的を超える。しかしそれを分析しないことには、手工業・小売業のあり方が実際にどのように容していったのかは知ることできない。この課題については、稿を改めて論じたい。

注

- 1 『三越のあゆみ』(東京:三越本部総務部 1954年)年譜 1 頁。
- 2 モード商の誕生時期については、拙稿「18世紀パリにおけるモード商人像の成立」(『人間文化論叢』第7巻2005年3月) 81-89頁を参照されたい。本稿で「モード商人」ではなく「モード商」という表記を用いる理由については2-1.参照。
- 3 E. COORNAERT, Les corporations en France avant 1789, Paris: Les Editions Ouvrières, 1968.
- 4 S.-L. KAPLAN, La fin des corporations, Paris: Fayard, 2001.
- 5 S.-L. KAPLAN et Ph. MINARD (ed)., La France, malade du corporatisme ?: XVIII -XX esiècles, Paris: Belin, 2004.
- 6 A. THILLAY, Le Faubourg Saint-Antoine et ses « faux-ouvriers » : la liberté du travail à Paris aux XVIII et XVIIII esiècles, Paris : Champ Vallon 2002
- 7 B. GALLINATO, *Les corporations à Bordeaux à la fin de l'Ancien Régime*, Bordeaux: PUB, 1992; 鹿住大助「18世紀前半のフランスにおけるギルドと王権の経済政策: リヨン絹織物業ギルドの規約改定をめぐる国家の積極的介入について」(『公共研究』 4(3) 2007年 12月) 115-143頁など。
- 8 R. de LESPINASSE, Les métiers et corporations de la ville de Paris : XIV^e-XVIII^e siècle, Paris : Imprimerie nationale, 1897.
- 9 Archives Nationales, Paris (AN), Y 9306A à 9334, Registres des jurandes et maîtrises des métiers de la ville de Paris (1585-1790).

角田 18世紀パリ服飾品小売における同業組合制度とモード商

AN, Y 9372 à 9396, Avis du procureur du roi sur des contestations entre ouvriers et maîtres des métiers de Paris. Bons de maîtrises et jurandes (1681-1790). 後者は同業組合加入認可状の類が多い。

- 10 Archives de Paris (AD Paris), D4Z1.
- 11 AN, Fonds: MC, Cote: ET.
- 12 前出Le Faubourg Saint-Antoineの著者、チレ氏からご教示を得た。記して感謝の意を示す。
- 13 Bibliothèque Nationale de France (BnF), Arsenal 2468 137.
- 14 AN, V7 420-443. Révision des comptes des jurés des communautés d'arts et métiers (1690-1789).
- 15 制度上、1790年8月まではJuridiction consulaire. 以降はTribunal de commerce de la Seine.
- 16 AD Paris, D5B6.
- 17 AD Paris, D4B6 (1695-1792); AD Paris, D11U3 (1792-1899); AD Paris, D10U3 (1808-1941).
- 18 1629-1792年について、AD Paris, D8B6. 書簡だけでなく、雑多な営業文書を含む。
- 19 Baronne D'OBERKIRCH, Mémoires de la baronne d'Oberkirch: sur la cour de Louis XVI et la société française avant 1789, Paris: Mercure de France, 1989; Madame CAMPAN, Mémoires de madame Campan, première femme de chambre de Marie-Antoinette, Paris: Mercure de France, 1988など。
- 20 R. de CHANTOISEAU, Essai sur l'almanach général d'indication d'adresse personnelle et domicile fixe, des six corps, arts et métiers, Paris : chez la veuve Duchesne etc., 1769 ; Almanach du commerce et de toutes les adresses de la ville de Paris, Paris : chez Favre et B. Duchesne, 1798-17997; E.
- 21 D. DIDEROT et J.-R. d'ALEMBERT, Encyclopédie, ou, dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, Paris, 1765; J. SAVARY, Dictionnaire universel de commerce: contenant tout ce qui concerne, le commerce qui se fait dans les quatre parties du monde, par terre, parmer, de proche en proche, & par des voyages de long cours, tant en gros qu'en detail..., Amsterdam: Jansons à Waesberge, 1726; Ph. MACQUER et P. JAUBERT, Dictionnaire raisonné universel des arts et métiers, contenant l'histoire, la description, la police des fabriques et manufactures de France et des pays étrangers: ouvrage utile à tous les citoyens, Lyon: Chez Amable Leroy, 1801; Dictionnaire de l'Académie Française, 1ère éd., 1694 / 4° éd., 1762 / 5° éd., 1798 / 6° éd. 1835 / 8° éd., 1932-5. など。百科全書とアカデミー・フランセーズの辞書は「米仏合同フランス語貴重文献研究ARTFL」のウェブサイトから検索可能。それらの引用はすべて同サイトを利用した。これは仏・国立科学研究センターCNRSによるフランス語情報科学分析・処理ATILF研究所と、米・シカゴ大学人文学部及び電子文書部ETSの共同事業である。ARTFLウェブサイトのURLはhttp://artfl-project.uchicago.edu/ (2010年1月7日閲覧)。
- 22 最も有名なのがL.-S. MERCIER, *Tableau de Paris*, Amsterdam, 1782-1788である。
- 23 ただし、これは当時一般的に使われていた言葉ではない。公的にこの組織をcorporationと呼んだのは廃止を定めた1791年のル・シャプリエ法が最初とされる。
- 24 ただし、鹿住前掲論文によれば、リヨンにおいても絹織物業同業組合は宣誓ギルドとなった。
- 25 L. BÉLY, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, 2° édition, Paris: PUF, 2003, p.339. 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『フランス史』 2 (東京:山川出版社 1996年) 195-196頁ではmétier libreが「自由ギルド」とされているが、métierはギルドではなく職業一般である。
- 26 CorpsとCommunautésには現在定訳がない。Corpを団体、Communautésを共同体とすると一般用語と区別が付かない。「手工業・小売業」を付すのが妥当だろうか。
- 27 当時のépicerieは香辛料や砂糖を扱う職だったため、原語に則して香辛料商と訳すのが適切だろう (*Dictionnaire de l'Académie Française*, 1762, article: épicerie)。薬種を扱うdroguerie薬種商と兼業の者や、同業組合として統合されている時期も多い。
- 28 小間物業とされることもあるが、mercierの職分は広く、小売品すべてを扱う業種である。雑貨商とするのが適切だろう。(Article XII, Ordonnance de Louis XIII servant de statuts aux Marchands Merciers, Grossiers, Joailliers de cette ville de Paris, Janvier 1613. C. SARGENTOSON, *Merchants and Luxury Markets: the Marchands Merciers of Eighteenth-Century Paris*, London: Victoria and Albert Museum, 1996, p.148; Ph. MACQUER et P. JAUBERT, *op. cit.*, tome III, pp.133-134)
- 29 メリヤス業とされていることがあるが(柴田・樺山・福井前掲著195頁など)、当時の定義ではボンネット、靴下、その他似たような 商品を作り売る者とされる(*Dictionnaire de l'Académie Française*, 1762, article: bonnetier)。後述するが、実際には布製品を手広く 扱う職種だった。しかしその一々を職種の名として挙げることは難しいため、語源に即してボンネット業としておく。
- 30 原語に即して訳したが、銀も扱う。実質は金銀細工業である。
- 31 たとえば、仕立工tailleursに毛織物ボタンの使用を禁じたのは国王宣言である。(R. de LESPINASSE, op. cit., tome III, p.202)
- 32 「職人」という語を避けるのは親方制度の中の位階compagnonsの定訳となっているからである。
- 33 たとえばtraiteurは惣菜を作り売るので惣菜工/商となる。日本語としては不自然だが、職分を示すための便宜上の語としてこれで統一する。
- 34 たとえばcordonniersは製靴工とする。なお当時のcordonniersは靴直しではなく製靴に携わる。

人間文化創成科学論叢 第12巻 2009年

- 35 たとえばcoiffeusesは結髪師とするが、peintresは画家とするのが妥当だろう。
- 36 たとえば先にorfèvrerieを金銀細工業ではなく金細工業とした通りである。
- 37 J. SAVARY, op. cit., tome I, 1726, pp.1332-1334.
- 38 R. de CHANTOISEAU, op. cit.
- 39 R. de CHANTOISEAU, op. cit.に基づく。
- 40 N. COQUERY, L'Hôtel aristocratique: Le marché du luxe à Paris au XVIII^e siècle, Paris: Publication de la Sorbonne, 1998, pp.76-77.
- 41 ある貴族顧客は生地商とも仕立工とも直接取引している。(N. COQUERY, op. cit., pp.365-397)
- 42 フランス初の既製服店はパリソParissotが1824年シテ島に開いた「美しき女庭師La belle jardinière」とされる。ただし18世紀末頃に は古着商が新品衣料も扱うようになり、また19世紀初めにはタンプル地区で安価な労働者の仕事着が既製服として製造されていたらし い。(Ph. PERROT, Les dessus et les dessous de la bourgeoisie: une histoire du vêtement au XIX^e siècle, Paris: Fayard, 1981, pp.93-94; p.77)
- 43 R. de LESPINASSE, op. cit., tome III, p.231.
- 44 Ibid., tome III, p.233.
- 45 Ibid., tome III, p.239.
- 46 前述の通り、実際には布製品全般を扱う職である。
- 47 Ph. MACQUER et P. JAUBERT, op. cit., tome I, pp.211-223.
- 48 だが古着商組合にみつかると商品は没収された。(L.-S. MERCIER, op. cit., tome VII, pp.183-188)
- 49 AN, Y 9394Aによれば、複数の親方が集団で再登録した組合も1人ずつ登録している組合もある。
- 50 AD Paris, D4Z1に記載された全同業組合の親方数の合計は1384人となり、1769年の7079人に較べて顕著に少ない。自由職業の登場を考えても説明し切れない少なさである。
- 51 AD Paris, D4Z1, Archives juridiques de la ville de Paris, Arts et métiers, Registre 2501に基づく。1776年8月26日付、パリ警察 総代官lieutenant général de policeのルノワールLenoirの手になる文書の写しである。この時点では毛織物商の記載がないため、雑貨 商は「家具・雑貨」に含めた。
- 52 1798-99年の数値はAlmanach du commerce, 1798-1799に基づく。
- 53 Ph. MACQUER et P. JAUBERT, op. cit., tome I, pp.454-455.
- 54 Ph. MACQUER et P. JAUBERT, op. cit., tome I, pp.69-70.
- 55 1774年に王妃謁見、以降王妃を顧客とした。それ以前も宮廷女官らに複数の顧客を持っていた。
- 56 いつから王妃を顧客としたかは不明だが、ベルタンはボラールに取って代わったと噂されたため、ベルタンより早いのは間違いない。 (L.-S. MERCIER, *op. cit.*, tome VI, pp.313-314)
- 57 AN, Y 9394A, le 11 8^{bre} 1776.
- 58 羽根飾り工/商は1769年に14人と少ないため独立させておくわけにはいかず、帽子装飾などで羽根飾りをよく扱うモード商と統合されたのだろう。
- 59 Découpeusesがどういう職かははっきりしない。D. DIDEROT et J.-R. d'ALEMBERT, *Encyclopédie*, article: découpeur及び planche: découpeur et gaufreur d'étoffesやPh. MACQUER et P. JAUBERT, *op. cit.*, tome II, p.13によれば型付工gaufreurと同じ 職のようなので、原語も考慮して型切工と訳す。
- 60 AN, Y 9332, 9333, 9334の理事リストより。
- 61 Ph. PERROT, op. cit., p.69.
- 62 毛皮工/商とボンネット工/商、帽子工/商は同じ同業組合だが、図表上表しづらいため分けた。
- 63 R. de LESPINASSE, op. cit., tome I, p.188.
- 64 1802-03年にはルロワ、1811年にはコルディエという小売商がモード商と新物店を兼業している。(*Almanach du Commerce*, 1802 / 1803, *Annuaire général*, 1811)
- 65 18世紀に入るとリヨンでは絹織物業ギルドにおける親方商人の優遇を定めた規約が成立し、親方労働者は抗議運動を展開した。王権 はその運動を軍事力を行使して取り締まる。(鹿住前掲論文141頁)